

医療費不払い経歴のある訪日外国人に対する厳格な入国審査の実施

【概要】

- 令和3年5月10日から、厚生労働省において、一定額以上の不払いの経歴がある訪日外国人の情報を収集し※1、出入国在留管理庁へ提供する仕組みを開始
- 出入国在留管理庁は、当該情報を次回入国における厳格な入国審査に活用※2
- 医療費不払いに対しペナルティを設けることで、今後の訪日外国人の民間医療保険の加入徹底や、医療費不払いの発生を抑止力とする

※1) 保険医療機関から20万円以上の未収金(請求日の翌々月末時点で回収できないもの)を発生させた訪日外国人の情報を収集 ※2) 出入国管理及び難民認定法に基づき入国を拒否する場合がある

【背景】

- 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(政府WG、平成30年6月14日)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(関係閣僚会議、令和2年7月14日改訂)において、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人の入国審査の厳格化が決定された※3

※3) 両文書に、日本に再入国する場合の対応として「過去に医療費の不払い等の経歴のある外国人観光客に対し厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。」と記載

【今後】

- 医療機関に対し訪日外国人の未収金発生防止チェックリスト・マニュアルを提供。合わせて本仕組の予鈴と協力の御願いを実施

○ 令和3年5月10日以降の診療で生じた未収金情報を収集する(国への情報登録は8月)

